

川崎市市営住宅総合管理システム再構築業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 件名

川崎市市営住宅総合管理システム再構築業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年1月31日まで

※システムの再構築後、別途保守契約を締結予定

3 履行場所

川崎市内（川崎市役所、川崎市住宅供給公社本社及び川崎市住宅供給公社溝ノ口事務所）

4 業務内容

別紙「川崎市市営住宅総合管理システム再構築業務委託仕様書」のとおり。

5 契約上限額

197,777,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和7年度：支払限度額は契約金額の3割までとし、支払いにあたっては、支払額の9分の10に相当する業務（要件定義及び概要、詳細設計など）の履行を行うこととなります。

令和8年度：全体の業務確認後、残額を支払うこととなります。

契約約款に、上記のとおり、各会計年度における請負代金の支払の限度額及び既済部分相当予定額を定めます。

6 参加資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 参加意向の申出時点において、川崎市の競争入札資格を有する登録業者であること。
- (2) 参加意向の申出時点において、「令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿」に、業種を「22電算関連業務」、種目を「01システム・ソフト開発」で登録されている者。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。また、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の付与を受けている者、または、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者。

(8) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

7 担当部局（書類の提出先）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 担当 奥野、出野^{いでの}
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎18階
電話 044-200-2950 FAX 044-200-3970
メール 50zyukan@city.kawasaki.jp

8 スケジュール

公募実施要領の公表	令和7年3月17日（月）
質問書の受付期限	令和7年4月7日（月）必着
質問書への回答	令和7年4月11日（金）
参加意向申出書の受付期限	令和7年4月21日（月）必着
参加資格要件の確認通知	令和7年4月28日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年5月12日（月）17時必着
企画提案説明会（プレゼンテーション）	令和7年5月19日（月）
選考結果の通知	令和7年5月23日（金）
契約の締結	令和7年6月6日（金）

9 企画提案内容

別紙「川崎市市営住宅総合管理システム再構築業務委託仕様書」に定める内容を記載した企画提案書を作成ください。作成にあたっては、別紙「川崎市市営住宅総合管理システム再構築事業者選定に関する公募型プロポーザル評価基準」の「評価項目」「評価基準」の順に具体的な実施方法・実施手法等について記載を行うとともに、仕様書に記載のない事項などで、パッケージソフトが有する市営住宅管理にあたっての効率的な管理手法に関する内容など、本市の市営住宅の管理業務にあたり効果的なものについて、該当するものがある場合には、あわせて記載を行うようにしてください。

10 企画提案の方法

(1) 参加意向申出書の提出

企画提案への応募を希望する団体は、令和7年4月21日（月）までに、「参加意向申出書」（様式1）を御提出ください。内容を確認させていただき、令和7年4月28日（月）までに、「提案資格確認結果通知書」（様式2）をメールで送付させていただきます。

(2) 質問の受付

企画提案に関して質問事項がある場合には、令和7年4月7日（月）までに、「質問書」（様式3）を御提出ください。

御質問いただいた内容に対する回答は、令和7年4月11日（金）までに、メールにより回答させて

いただき、質疑の内容については、他の企画提案者にも情報提供を行った上、市のホームページにも掲載を行います。

(3) 企画提案書等の提出

令和7年5月12日（月）17時【必着】までに、次の書類を御提出ください。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式自由）
- (イ) 業務実績及び業務実施体制（様式4）
- (ウ) 予定技術者経歴等（様式5）
- (エ) 見積書（様式自由〔見積額と仕様書記載の項目の積算根拠について記載ください。〕）
- (オ) 業務実施スケジュール（様式自由）
- (カ) 会社概要がわかるパンフレット等
- (キ) プライバシーマークまたは、I SMSの認証がわかるものの写し

イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出書類は返却しません。
- (イ) 企画提案書等の作成・提出等に伴う費用は事業者の負担とします。
- (ウ) 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更または追加は認めません。
- (エ) 必要があると判断した場合には、補足資料の提出を求めることがあります。

(4) 各書類の提出方法

「7 担当部局」に記載のメール宛てに御提出ください（メールでの提出が難しい場合は、郵送または持参での提出でも構いません。）。

なお、郵送または持参で御提出される場合には、「企画提案書等」の提出書類については、各8部御提出ください。

(5) 企画提案説明会（プレゼンテーション）の実施

企画提案いただいた内容について、次の日時等で企画提案説明会（プレゼンテーション）を実施いたします。なお、詳細な内容については、別途、各企画提案者宛てに通知いたします。

ア 日時

令和7年5月19日（月）〔予定〕

イ 場所

川崎市役所本庁舎18階1802会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）〔予定〕

ウ 方法

提案するシステムのデモを実施（原則必須）するなど、企画提案書等の内容について30分程度での説明を実施（説明30分程度、質疑応答15分程度）

エ 留意事項

プロジェクトリーダーとなる方の出席は必須とします。

企画提案説明会の当日に資料を追加することはできません。

(6) 提案内容の評価

川崎市市営住宅総合管理システム事業者選考委員会を設置し、企画提案内容の評価を「川崎市市営住宅総合管理システム再構築事業者選定に関する公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき行い、企画提案者の中から、最高得点を得た事業者を受託候補者として選定します。ただし、基準点は6割として、基準点以上の事業者を選考の対象とします。

なお、最高得点を得た事業者が複数ある場合には、次の順で受託候補者を選定します。この場合においても、決定しない場合には、委員の協議により決定いたします。決定した受託候補者との協議の中でやむを得ない理由等により受託できない事由が発生した場合には、次点の事業者を受託候補者とします。

ア 評価基準「業務遂行能力等」の合計点数が最も高い事業者

イ 「ア」に該当する事業者が複数ある場合、評価基準「企画提案内容」のうち「機能要件」「システムの操作性」「セキュリティ対策」「オンライン化対応」「事業継続に向けた考え方」「業務経費」の合計点数が最も高い事業者

(7) 選定結果の通知

選定結果については、令和7年5月23日（金）までに企画提案事業者にメールで通知します。

11 提案資格の喪失

次の項目に該当する場合には、提案資格を喪失することとなります。

- (1) 企画提案書等が期限内に提出されない場合
- (2) 企画提案書等の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書等の必要書類がかけている場合や記載すべき内容が記載されていない場合
- (4) 「6 参加資格要件」に記載する要件を満たさなくなった場合

12 参加の辞退

参加申出をされた後に、企画提案を辞退される場合には、「辞退届」（様式7）を担当部局に御提出ください。

13 その他

- (1) 契約に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円で行います。
- (2) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。
- (3) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者との協議の上、定めることとします。